

青森大学コンピュータ演習室利用規程

(目的)

第1条 この規程は、「青森大学情報システム利用規程」第2条第3項の規定に基づき、本学におけるコンピュータ演習室の利用に関して必要な事項を定める。

(コンピュータ演習室)

第2条 対象となる「コンピュータ演習室」は、本学内でコンピュータ設備の共同利用のために用意されているすべての教室を指す。

(関連する規程)

第3条 本学コンピュータ演習室の利用にあたっては、「青森大学情報システム利用規程」及び各コンピュータ演習室管理者の指示に従わなければならない。

(利用時間)

第4条 コンピュータ演習室の利用時間については、各コンピュータ演習室の掲示に従う。

2 個人での利用は授業時間を除く時間に限るものとする。

(利用資格)

第5条 コンピュータ演習室の利用は、登録された利用者に限る。

2 利用者が利用資格を失った場合はその登録を抹消する。

(遵守事項)

第6条 利用者は共同利用に協力し、コンピュータ演習室内を清浄に維持し、静粛な利用を心がけなければならない。

2 コンピュータ演習室内では以下の行為を禁止する。

- (1) コンピュータ演習室内での飲食、土足での立ち入り。
- (2) コンピュータ演習室内の機器を壊す行為、機器の持ち出し、持ち込み。
- (3) システム又は他者の利用に影響を及ぼす恐れのあるソフトウェアの利用。
- (4) コンピュータ演習室内の機器やサービスを占有する行為。

3 個人の利用資格を複数人で共用してはならない。

(利用の停止)

第7条 利用者が本規程に反する行為を行った場合、「青森大学情報システム利用規程」の第8条に従って、利用資格を停止又は取り消すことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、情報・IT化委員会が審議し、学長がこれを定める。

(その他)

第9条 青森大学・青森大学院・青森短期大学 コンピュータ演習室利用規程は、平成22年

3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。